

太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款
(市場価格連動)

Q. ENEST でんき株式会社

太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款
(市場価格連動)
目次

I	総則.....	3
1	適用.....	3
2	本買取約款の変更.....	3
3	定義.....	4
4	単位および端数処理.....	6
5	実施細目.....	6
6	買取契約の要件.....	7
7	買取契約の申込み.....	7
8	買取契約の成立、更新および契約期間.....	7
9	電気方式または標準周波数等.....	7
10	買取契約の単位.....	7
11	電力買取の開始.....	7
12	承諾の限界.....	8
13	買取契約書の作成.....	8
14	全量供給.....	9
15	買取料金.....	9
16	買取料金の適用開始の時期.....	9
17	買取料金の算定期間.....	9
18	買取電力量の計量等.....	9
19	買取料金の支払方法等.....	9
20	発電側課金.....	9
21	適正契約の保持.....	11
22	電力買取の停止または制限もしくは中止.....	11
23	損害賠償等.....	11
24	電力買取にともなう発電者の協力.....	11
25	本買取契約の変更.....	12
26	本買取契約の解約等.....	12
27	本買取契約終了後の債権債務関係.....	12
28	工事費負担金等相当額.....	13
29	工事費負担金等相当額の申し受けおよび精算.....	13
30	守秘義務.....	14
31	発電者に係る個人情報の利用.....	14
32	反社会的勢力の排除.....	14
33	管轄裁判所.....	14
34	誠実協議.....	14
附則	(実施期日)	15

太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款
(市場価格連動)

I 総則

1 適用

- (1) この太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款（市場価格連動）（以下「本買取約款」といいます。）は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に発電者の太陽光発電設備（以下「本発電設備」といいます。）を電氣的に接続（以下「系統連系」といいます。）し、発電者自らが消費する電力を除いた電力（本発電設備から発生する電気に限るものとし、以下「買取電力」といいます。）を一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して当社が買い取ることを内容とする契約（以下「買取契約」といい、本買取約款の定めに従い当社と発電者の間で成立した買取契約を以下「本買取契約」といいます。）条件を定めたものです。
- (2) 本買取約款は、次の地域（以下「供給区域」といいます。）に適用いたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

区域の名称	対象となる地域
東北エリア	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県
東京エリア	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
中部エリア	愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県
関西エリア	京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県（赤穂市福浦を除く）、奈良県、和歌山県および福井県（三方郡美浜町以西）、三重県（熊野市、南牟婁郡紀宝町、南牟婁郡御浜町）、岐阜県（不破郡関ヶ原町の一部）
中国エリア	鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島および知夫里島〕を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県のうち赤穂市福浦、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町愛媛県のうち越智郡、今治市の一部（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前）
九州エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県および鹿児島県

- (3) 本買取約款は、①再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）に定める認定発電設備であって、再生可能エネルギー特別措置法第3条にもとづき経済産業大臣が定める調達期間が満了したもの、②当該認定発電設備であって、再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する事業を行う旨の認定を得ているもの、および③当該認定発電設備ではない太陽光発電設備に適用します。
- (4) 本買取約款は、末尾添付の別表と一体になって、一つの約款を構成するものとします。

2 本買取約款の変更

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、効力発生日を定めて、本買取約款を変更することができるものとします。
- この場合、契約期間満了前であっても、効力発生日後は、買取料金その他の供給条件に対して、変更後の買取約款が適用されることとなります。
- ①託送供給等約款およびその他の供給条件または供給者の変更により、本買取約款の変更が必要な場合（「20（発電側課金）」(2)に定める場合を含みます。）

- ②法令、条例、規制等の制定または改廃により、本買取約款の変更が必要な場合
 - ③消費税および地方消費税の税率その他の課税条件が変更された場合
 - ④電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインの変更により、本買取約款の変更が必要な場合
 - ⑤電力広域的運営推進機関の業務規程または送配電等業務指針の変更により、本買取約款の変更が必要な場合
 - ⑥電力市場における卸電力の価格の変動、石油等の燃料価格の変動等により、買取料金の単価その他の買取条件の変更が必要と当社で判断した場合
 - ⑦物価変動その他予期することのできない事由にもとづく経済情勢の激変（ハイパーインフレーション、人件費および材料費の高騰を含むが、これらに限られません。）により、本買取約款の変更が必要な場合
 - ⑧発電者の一般の利益に適合する場合
 - ⑨その他当社が必要と判断した場合
- (2) 当社は、前項の約款変更を行う場合には、効力発生日の3か月前までに、当社 Web サイト上への提示、マイページ等による個別通知、その他当社が指定する方法により、当該変更を行う旨、変更の効力発生日および変更後の本買取約款の内容を、発電者に対して告知するものとします。

3 定義

次の言葉は、本買取約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 太陽光発電設備
太陽光エネルギー源を電気に変換する設備およびその付属装置をいいます。
- (2) 一般送配電事業者
電気事業法第2条第1項第9号に定める事業者であり、本発電設備について発電者の電気設備と電氣的に接続する電線路を保有する者をいいます。
- (3) 託送供給等約款
電気事業法第18条第1項の規定に従い、発電場所を供給区域とする一般送配電事業者が定めた託送供給等約款で、経済産業大臣の認可を受けたもの（同条第2項但書に規定された認可があった場合には、当該認可を受けた料金その他の供給条件を含みます。）をいいます。
- (4) 本買取約款
「1（総則）」(1)に定義された意味を有します。
- (5) 本買取契約
「1（総則）」(1)に定義された意味を有します。
- (6) 発電者
本発電設備により電気を発電する者をいいます。
- (7) 発電場所
本発電設備により電気を発電する場所をいい、託送供給等約款における発電場所にかかる規定に準ずるものといたします。
- (8) 本発電設備
「1（総則）」(1)に定義された意味を有します。
- (9) 本発電設備（卒FIT）
本発電設備のうち、再生可能エネルギー特別措置法に定める認定発電設備であって、同法第3条にもとづき経済産業大臣が定める調達期間が満了したものをいいます。
- (10) 本発電設備（Non-FIT）
本発電設備のうち、再生可能エネルギー特別措置法に定める認定発電設備であって、再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する事業を行う旨の認定を得ているもの、および当該認定発電設備ではない太陽光発電設備をいいます。
- (11) 接続契約
本発電設備を一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に系統連系するための契約をいいます。
- (12) 買取電力
「1（総則）」(1)に定義された意味を有します。

- (13) 買取電力量
買取電力の電力量（キロワット時）をいいます。
- (14) 手数料控除前買取電力量料金
「15（買取料金）」に定義された意味を有します。
- (15) 市場単価
別表 1 第 1 項に定義された意味を有します。
- (16) 取扱手数料
別表 1 第 1 項に定義された意味を有します。
- (17) 設備 I D
再生可能エネルギー特別措置法にもとづき、本発電設備または事業計画の認定時に本発電設備に割り振られる I D をいいます。
- (18) 発電出力
本発電設備の定格発電出力（キロワット）をいい、本買取約款においては、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力といたします。ただし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。
- (19) 計量日
「17（買取料金の算定期間）」(2)に定義された意味を有します。
- (20) スイッチング
本買取約款にもとづき電力の供給を受ける者を当社に切り替えるため、電力広域的運営推進機関におけるスイッチング支援システム上のスイッチング手続を完了させ、かつ、買取開始日が到来することをいいます。
- (21) 発電バランシンググループ
託送供給等約款に定める発電量調整受電計画差対応電力等を算定する対象となる単位で、当社と一般送配電事業者において設定するものをいいます。
- (22) 給電指令
本発電設備の運用について、一般送配電事業者から指令することをいいます。
- (23) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額（他の法令により課されるこれらに準ずるものを含みます。）をいいます。
- (24) 不可抗力
(i) 天災地変、天変地異、地震、斜面崩壊、洪水、津波、高潮、台風、豪雨、竜巻、突風、落雷、火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資および輸送施設の確保不能、政府当局による介入または公的機関もしくは一般送配電事業者による電力供給の停止、抑制もしくは使用の制限もしくは本発電設備その他の電気工作物の運転の制限その他の事由であって、(ii) 当社および発電者のいずれの責めにも帰すことができず、かつ、(iii) 自らの合理的な支配の及ばない事由をいいます。
- (25) 環境価値
非化石価値（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の非化石電源比率算定時に計上できる価値）、ゼロエミ価値（地球温暖化対策の推進に関する法律上の CO2 排出係数が 0kg-CO2/kWh である価値）および環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値）をいいます。
- (26) 再生可能エネルギー特別措置法
「1（総則）」(3)に定義された意味を有します。
- (27) 供給区域
「1（総則）」(2)に定義された意味を有します。
- (28) JEPX
一般社団法人日本卸電力取引所をいいます。
- (29) 30 分コマ
毎正時または毎 30 分を起点とし、1 日を 48 に等分割した時間帯（30 分間）をいいます。

(30) 当社

Q. ENEST でんき株式会社をいいます。

4 単位および端数処理

本買取約款において、買取料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次のとおりといたします。

- ①買取電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、一般送配電事業者が受電用電力量計により計量し、当社へ連絡する値の最小値といたします。
- ②買取料金その他の計算における金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

本買取約款の実施上必要な細目的事項は、本買取約款の趣旨に則り、そのつど発電者と当社との協議によって定めます。

II 買取契約の申込み

6 買取契約の要件

発電者が当社との買取契約の締結を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。また、契約期間中にわたり、次の要件の充足を維持していただきます。

- ①一般送配電事業者との接続契約を締結していること。
- ②一般送配電事業者からの給電指令に従うこと。
- ③託送供給等約款における発電者に関する事項について遵守すること。
- ④電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、系統技術要件、一般送配電事業者との系統連系に関する運用申し合わせ事項および系統連系に係る設備設計のほか、監督官庁、業界団体または一般送配電事業者が定める系統連系に係る業務の取扱いや技術要件に関する規定等を遵守すること。
- ⑤託送供給等約款に定めるところにより、当社の発電バランスンググループに属していただくこと。ただし、託送供給等約款にもとづく一般送配電事業者との間の発電量調整供給契約は、当社または当社の発電バランスンググループに属する当社の指定する者が締結します。
- ⑥本発電設備が発電した電気が有する環境価値が当社に帰属することを承諾していただくこと。

7 買取契約の申込み

(1) 発電者は、次の事項を明らかにして、当社所定の方法により申込みをしていただきます。

- ①発電者の名称および連絡先等
- ②発電場所
- ③受電地点特定番号
- ④発電出力
- ⑤設備 I D
- ⑥本発電設備の概要
- ⑦その他当社が必要と判断した事項

(2) (1)①に定める事項に変更が生じた場合、発電者は、直ちに当社に通知するものとします。

8 買取契約の成立、更新および契約期間

(1) 本買取契約は、発電者の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次の各号に定めるところによります。

- ①契約期間は、余剰電力の買取のためのスイッチングが完了した日から 1 年間を経過する日までとします。
- ②契約期間終了 2 ヶ月前までに、発電者または当社より何らの申出もないときは、本買取契約は、従前の内容と同一の内容にて、1 年間、更新されるものとし、以後も同様とします。
- ③契約期間終了 2 ヶ月前までに、発電者または当社のいずれかが契約を更新しない旨の通知を書面またはメールにて行った場合、本買取契約は、契約期間終了日に終了するものとします。なお、本契約終了後の余剰電力売却先の変更手続は、発電者が自身の責任と負担にて、行うものとします。

9 電気方式または標準周波数等

電気方式、標準周波数、標準電圧、責任分界点および財産分界点は、発電者と一般送配電事業者との接続契約と同一といたします。

10 買取契約の単位

当社は、原則として 1 発電場所につき 1 買取契約を結びます。

11 電力買取の開始

当社は、発電者の買取契約の申込みを承諾した後、買取開始に係る準備その他必要な手続きを経て、スイッチングが完了した日より、電力買取を開始いたします。なお、買取開始日は、本発電設備（卒 FIT）については原則として再生可能エネルギー特別措置法第 3 条にもとづき経済産業大臣が定める調達

期間の満了月以降の検針日とし、本発電設備（Non-FIT）については当社が電力広域的運営推進機関におけるスイッチング支援システム上のスイッチング手続を完了させた日以降の検針日といたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、一般送配電設備の供給設備の状況、発電者の債務の支払状況その他当社所定の審査によって、買取契約の申込みの全部または一部につき承諾しないことがあります。

13 買取契約書の作成

特別の事情がある場合で、発電者または当社が必要とするときは、電力買取に関する必要な事項について、本買取契約の成立を証する買取契約書または買取契約書の写しを作成いたします。

Ⅲ 全量供給ならびに買取料金の算定および支払い

14 全量供給

当社は、買取電力に係る送電電力量全量を発電者から調達いたします。発電者は、本発電設備が発電した電力のみを当社に供給する義務を負うものとします。

15 買取料金

買取料金は、買取料金の算定期間を1ヵ月として、30分コマごとの買取電力量に、別表第1項に記す当該30分コマに係る市場単価を乗じて得た金額を当月において合計した金額（以下「手数料控除前買取電力量料金」といいます。）から別表第1項に記載する取扱手数料を減じた額といたします。但し、当該算出結果が負の値となる場合には、0円とします。なお、取扱手数料には、消費税等相当額を別途加算するものといたします。

16 買取料金の適用開始の時期

買取料金は、買取開始日における買取電力の計測開始時点（計測開始時点における30分コマ）から適用いたします。

17 買取料金の算定期間

- (1) 買取料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電力買取を開始した場合、または本買取契約が終了した場合の買取料金の算定期間は、それぞれ開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、一般送配電事業者があらかじめ発電者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、買取料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電力買取を開始した場合、または本買取契約が終了した場合の買取料金の算定期間は、それぞれ開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

18 買取電力量の計量等

- (1) 買取電力量は、一般送配電事業者の受電用電力量計により計量するものといたします。
- (2) 受電用電力量計は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者が取り付けるものといたします。
- (3) 受電用電力量計の検針は、毎月、原則として検針日に一般送配電事業者が行なうものといたします。なお、当該検針の結果を当社が受領いたします。
- (4) 受電用電力量計に故障が生じたときは、発電者は、すみやかに一般送配電事業者にその旨を連絡するものとし、その故障期間内の買取電力量は、発電者と当社との協議をふまえ、当社と一般送配電事業者との協議によって決定するものといたします。
- (5) 受電用電力量計の検針、修理、交換または検査のために、一般送配電事業者が発電場所に立ち入ることがあります。発電者は正当な理由がない限り、当該事項について承諾をしていただきます。

19 買取料金の支払方法等

買取料金の支払方法および支払期日は、別表に定めるとおりといたします。

20 発電側課金

- (1) 本買取契約の契約期間中に発電側課金の制度が導入される場合、本買取契約にもとづき発電した電力について課される発電側課金の一般送配電事業者に対する支払いは、当社が行います。発電者は、当社が、各月における買取電力について一般送配電事業者に対して支払う発電側課金相当額を、当社に対して支払う義務を負い、発電者および当社は、当社の発電者に対する当該月にかかる買取料金の支払と、発電者の当社に対する当該月にかかる発電側課金相当額の支払とを、対当額において相殺するものとします。

- (2) 導入される発電側課金の制度が、本買取契約締結時において想定される制度と異なることその他の事由により、発電側課金の支払に関する前号の定めが合理的ではないと認められる場合には、本買取約款が変更される可能性があります。

IV 電力買取

21 適正契約の保持

当社および発電者は、発電者との本買取契約が電力買取の状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに本買取契約を適正な内容に変更するものとします。

22 電力買取の停止または制限もしくは中止

- (1) 次のいずれかに該当し、これにより一般送配電事業者の託送供給等が停止した場合、電力買取を停止することがあります。
- ① 発電者の責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のために緊急を要する場合
 - ② 発電場所内の一般送配電事業者の電気工作物を発電者が故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - ③ 託送供給等約款の定め反して、一般送配電事業者の供給設備と発電者の電気設備との接続を行った場合
 - ④ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用され、または電気を使用した場合
 - ⑤ 託送供給等約款に反した場合その他発電者の責めに帰すべき事由がある場合
- (2) 不可抗力により一般送配電事業者の託送供給等が停止した場合または当社が受電できなくなった場合、電力買取を停止することがあります。
- (3) (1)および(2)に定めるほか、一般送配電事業者の託送供給等約款における給電指令の実施等に係る規定に準じて、電力買取を制限または中止することがあります。

23 損害賠償等

- (1) 発電者が電力買取にともない、当社または第三者に対し、発電者の責めに帰すべき事由により損害を与えたときは、発電者は賠償の責めを負うものといたします。
- (2) 買取開始日の遅延または「22（電力買取の停止または制限もしくは中止）」によって電力買取を停止し、または制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 本発電設備の電圧上昇制御機能等の動作等、当社の責めに帰すことができない事由によって買取電力量が減少した場合には、当社は、その減少した買取電力量について発電者に対する補償の責めを負いません。

24 電力買取にともなう発電者の協力

- (1) 当社は、必要に応じて発電者から本発電設備の発電記録等無償で提供していただきます。
- (2) 一般送配電事業者の供給設備または発電場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査等を行なう場合、一般送配電事業者または一般送配電事業者から委託を受けて保安業務を実施する者が発電場所内に立ち入ることができるものとし、発電者は正当な理由がない限り、当該事項について承諾をしていただきます。
- (3) 次の場合には、その旨を発電者からすみやかに一般送配電事業者に通知していただきます。
- ① 発電場所内の引込線等の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ② 発電者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (4) 発電者が、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上特に必要があるときは、一般送配電事業者は、発電者に当該物件の設置、変更または修繕工事内容の変更を求めるときがあり、発電者はかかる求めに従うものとします。

V 本買取契約の変更および終了

25 本買取契約の変更

- (1) 本発電設備の全部もしくは一部の変更を希望される場合、または本発電設備の制御方法もしくは配線の変更を希望される場合には、当該変更の予定日の1ヵ月前までに、その旨を当社に申し出ていただきます。
- (2) 発電者は、当社の事前の書面の承諾なく、第三者に対して本買取契約にもとづく権利および義務ならびに本買取契約上の地位を譲渡することができません。ただし、相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまでの本買取契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電力買取を希望される場合は、当社が別途定める名義変更の手続きにより、本買取契約における発電者の名義を変更することができます。
- (3) 発電者が本買取契約の変更を希望される場合の手続きは、II（買取契約の申込み）に定める新たに買取契約を希望される場合の手続きに準ずるものといたします。

26 本買取契約の解約等

- (1) 本買取契約の成立後、発電者が本買取契約の解約を希望する場合は、その希望する解約希望日の1ヵ月前までに、当社に通知していただきます。この場合、次の各号に定める規定が適用されるものとします。
 - ① 当社または一般送配電事業者は、発電者の電気設備または一般送配電事業者の供給設備において、電力買取を終了させるための適当な処置を行いません。なお、この場合には、必要に応じて発電者に協力をしていただきます。
 - ② (2)の規定にかかわらず、当社との本買取契約を解約し、他の事業者との買取契約に変更する場合、本買取契約の解約日は、原則として発電者が新たに買取契約を締結する他の小売電気事業者への供給開始日と同一の日といたします。
- (2) 本買取契約は、原則として発電者が当社に通知された解約希望日に終了いたします。ただし、当社が発電者の解約通知を解約希望日の1ヵ月前の日以降に受けた場合は、通知を受けた日より1ヵ月後の日に本買取契約が終了したものとみなします。また、発電者の電気設備または一般送配電事業者の供給設備において、発電者が通知した解約希望日に本買取契約を終了させるための措置をとることが困難であると当社が判断する場合、当社が解約希望日に代えて、代替りの日を解約日として定めることがあります。この場合については、当社は、合理的に可能な限り解約希望日に近い日を新たに解約日と定め、発電者に書面その他の方法により通知するものとし、本買取契約は当該通知された解約日に終了するものとします。
- (3) 当社は、次の場合には、本買取契約を解約することがあります。なお、この場合、原則として解約日の15日前までに、発電者に解約する旨の通知を致します。
 - ① 「22（電力買取の停止または制限もしくは中止）」によって電力買取を停止された発電者が、当社または一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ② 発電者が、本買取約款によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合、または他の買取契約（すでに終了しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合
 - ③ 「21（適正契約の保持）」に定める適正な内容の契約への変更に応じていただけない場合
 - ④ 本買取約款に規定された措置を講じていただけない場合、本買取契約や本買取約款に違反した場合
 - ⑤ その他、上記①から④に類する状況が発電者に認められた場合
- (4) 発電者が、(1)による通知をされないで、その発電場所から移転される等、当社との電力買取がなされていないことが明らかな場合には、当社または一般送配電事業者が、電力買取を終了させるための処置を行なった日に本買取契約は終了するものといたします。

27 本買取契約終了後の債権債務関係

契約期間中の買取料金その他の債権債務は、本買取契約の終了によっては消滅いたしません。

VI工事費負担金等相当額

28 工事費負担金等相当額

電力買取の開始または本買取契約の変更等にもない一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、当社は、その工事費等に相当する金額を発電者から申し受けます。

29 工事費負担金等相当額の申し受けおよび精算

当社は、工事費負担金等相当額を原則として工事着手前に申し受けます。なお、工事完成後に託送供給等約款にもとづき当社と一般送配電事業者が工事費等を精算する場合には、当社は、発電者とすみやかに工事費負担金相当額を精算するものいたします。

Ⅶその他

30 守秘義務

発電者は、本買取契約の締結により知りえた当社の秘密情報を厳に秘密として保持し、第三者に対して開示または漏洩してはならないものといたします。

31 発電者に係る個人情報の利用

(1)当社は、発電者の氏名、名称、電話番号、住所、当該発電設備の情報（稼働等の情報を含みます。）その他の発電者による買取契約の申込み、締結、履行に関連して当社が取得する発電者に関する情報（発電者を識別できる情報をいい、以下総称して「発電者に係る個人情報」といいます。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社ホームページ等において通知いたします。

(2)当社は、発電者に係る個人情報について、プライバシーポリシーに定める利用目的の遂行に必要な範囲で利用いたします。

(3)(2)の定めによるほか、当社は、発電者に係る個人情報について、当社ホームページ等において通知するプライバシーポリシーに定めるところにより、当社が指定する共同利用者と共同で利用し、また当社が指定する第三者へ提供する場合があります。

32 反社会的勢力の排除

(1)発電者には、本買取契約の締結時点および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し、保証していただきます。

- ①暴力団員（暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行なうことを助長するおそれがある団体）の構成員）
- ②暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行なうおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行なう等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
- ③暴力団関係企業の構成員（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行なう等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員）
- ④総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行なうおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
- ⑤社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行なうおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
- ⑥特殊知能暴力集団等（イからホに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者）
- ⑦その他①から⑥に準ずる者

(2)当社は、発電者が(1)に違反していることが判明した場合、または発電者が(1)に違反している疑いがあると認めた場合は、ただちに本買取契約を解約いたします。

33 管轄裁判所

本買取約款または本買取契約について紛争が生じた場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所といたします。

34 誠実協議

本買取約款に定めのない事項または本買取約款によりがたい特別な事情が生じた場合は、発電者および当社は誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

附則（実施期日）
2022年11月25日実施

「別表」買取料金の支払方法、および支払期日

1. 買取電力量料金

「市場単価」とは、各 30 分コマにおける JEPX スポット市場の本発電設備に係る供給区域に係るエリアプライス（円/キロワット時）をいいます。但し、JEPX スポット市場の取引の停止その他の事由により、当該価格により難しい場合には、当社が適当と決定した単価（円/キロワット時）とします。また市場単価には、消費税等相当額を含みません。

「取扱手数料」とは、手数料控除前買取電力量料金に 10% を乗じた額をいいます。

2. 買取料金に係る情報の提供

当社は、買取料金に係る以下の情報を、当社ホームページ、発電者個別の Web ページまたは電磁的記録（E メール等を指すが、これに限られません。）等、当社が認める方法により提供いたします。

- (1) 月間買取電力量合計
- (2) 月間手数料控除前買取電力量料金合計
- (3) 月間取扱手数料合計
- (4) 月間支払金額（(2)-(3)の金額を指す）
- (5) JEPX 約定単価（過去履歴を含む）

3. 買取料金の支払い方法

発電者の指定する金融機関の指定口座への振り込み

4. 買取料金の支払期日

当社は、毎年 11 月の検針日から 5 月の検針日前日までの 6 ヶ月間の買取料金額の合計額を 6 月末日までに、5 月の検針日から 11 月の検針日前日までの 6 ヶ月間の買取料金の合計額を 12 月末日までに、一括して発電者の指定口座に支払うものとします。この場合の振込手数料は、当社が負担いたします。

※なお、一般送配電事業者から当社への買取電力量の提供が遅延するなど、当社の責によらない事由により、買取電力量が確定できない場合、当該買取料金の支払を次月以降に繰り越す場合があります。また、指定の口座番号違いにより振込みできない場合は、当該買取料金の支払を次月以降に繰り越す場合があります。